



山形県公報

令和4年4月8日(金)
第295号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域健康福祉課) ……355
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……356
- 救急病院等の申出の撤回……………(医療政策課) ……同
- 特定計量器の定期検査の実施……………(産業創造振興課) ……同
- 同……………(同) ……358
- 基本測量の終了の通知……………(農村計画課) ……359
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……360
- 同……………(同) ……同
- 土地改良区の管理規程変更の認可……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……361
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(教育庁) ……362
- 同……………(警察本部) ……364

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第305号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地                                       | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日   |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------|-----|---------|
| 社会福祉法人真室川町社会福祉協議会<br>最上郡真室川町大字新町126番 | 指定障害福祉サービス事業所ドリームハウス<br>最上郡真室川町大字川ノ内<br>字高沢山4394番 | 生活介護        | 10名 | 令和4.4.1 |

|                                      |                                               |            |     |   |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------|------------|-----|---|
| 社会福祉法人真室川町社会福祉協議会<br>最上郡真室川町大字新町126番 | 指定障害福祉サービス事業所ドリームハウス<br>最上郡真室川町大字川ノ内字高沢山4394番 | 就労継続支援(B型) | 10名 | 同 |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------|------------|-----|---|

**山形県告示第306号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和4年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                | 障害児通所支援の種類 | 定 員 | 指定年月日      |
|-----------------------------|----------------------------|------------|-----|------------|
| 有限会社スエヒロ<br>鶴岡市白山字興野133番地14 | みんなのそらにじ<br>鶴岡市大塚町28番40号E棟 | 放課後等デイサービス | 10名 | 令和 4. 4. 1 |

**山形県告示第307号**

次の救急病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があった。

令和4年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称         | 所 在 地               |
|-------------|---------------------|
| 小 国 町 立 病 院 | 西置賜郡小国町大字あけぼの二丁目1番地 |

**山形県告示第308号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和4年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 検査区域  | 検査対象<br>特定計量器                 | 検 査 期 日  |                       | 検 査 場 所                  | 検査を実施する<br>指定定期検査機<br>関の名称 |
|-------|-------------------------------|----------|-----------------------|--------------------------|----------------------------|
| 東 根 市 | 計量法施行令第10条に規定する非自動はかり、分銅及びおもり | 令和4年6月1日 | 午前10時から<br>午前11時30分まで | 小 田 島 公 民 館              | 一般社団法人<br>山形県計量協会          |
|       |                               | 同        | 午後1時から<br>午後2時30分まで   | 大 富 公 民 館                |                            |
|       |                               | 同 月2日    | 午前10時から<br>午前11時30分まで | 東 郷 公 民 館                |                            |
|       |                               | 同        | 午後1時から<br>午後3時まで      | 神 町 公 民 館                |                            |
|       |                               | 同 月3日    | 午前10時から<br>午後3時まで     |                          |                            |
|       |                               | 同 月6日    | 午前10時から<br>午後2時30分まで  | 東 根 市 役 所<br>( 北 側 車 庫 ) |                            |

|       |       |           |                            |                           |                 |
|-------|-------|-----------|----------------------------|---------------------------|-----------------|
| 天童市   | 同     | 月 7 日     | 午前10時から<br>午前11時30分まで      | 高 揃 公 民 館                 |                 |
|       | 同     |           | 午後 1 時から<br>午後 3 時まで       | 山 口 公 民 館                 |                 |
|       | 同     | 月 8 日     | 午前10時から<br>午後 2 時30分まで     | 津 山 公 民 館                 |                 |
|       | 同     | 月 9 日     | 午前 9 時30分から<br>午後 2 時30分まで | 天 童 中 部 公 民 館             |                 |
|       | 同     | 月10日      | 午前 9 時30分から<br>午後 2 時30分まで |                           |                 |
| 尾花沢市  | 同     | 月15日      | 午前10時30分から<br>午後 2 時30分まで  | 尾 花 沢 市 役 所 車 庫           |                 |
|       | 同     | 月16日      |                            |                           |                 |
|       | 同     | 月17日      |                            |                           |                 |
| 新 庄 市 | 同     | 月22日      | 午前10時30分から<br>午後 2 時30分まで  | 新 庄 市 役 所 第 2 庁 舎         |                 |
|       | 同     | 月23日      |                            |                           |                 |
|       | 同     | 月24日      |                            |                           |                 |
| 鶴 岡 市 | 同     | 年 7 月 4 日 | 午前10時30分から<br>午前11時30分まで   | 由良コミュニティセン<br>ター          |                 |
|       | 同     |           | 午後 1 時から<br>午後 2 時まで       | 加茂コミュニティセン<br>ター          |                 |
|       | 同     |           | 午後 2 時30分から<br>午後 3 時30分まで | 湯野浜コミュニティセ<br>ンター         |                 |
|       | 同     | 月 5 日     | 午前 9 時30分から<br>午後 3 時30分まで | 鶴岡市農村センター                 |                 |
|       | 同     | 月 6 日     | 午前 9 時30分から<br>午後 2 時30分まで | 出 羽 商 工 会 本 所             |                 |
|       | 同     | 月 7 日     | 午前10時30分から<br>午後 3 時30分まで  | 鶴 岡 市 役 所 車 庫 棟           |                 |
|       | 同     | 月 8 日     | 午前 9 時30分から<br>午後 2 時30分まで |                           |                 |
|       | 同     | 月11日      | 午前10時30分から<br>午後 3 時30分まで  |                           |                 |
|       | 同     | 月12日      | 午前 9 時30分から<br>午後 3 時30分まで |                           |                 |
|       | 同     | 月13日      | 午前 9 時30分から<br>午後 2 時30分まで |                           |                 |
|       | 金 山 町 | 同         | 月19日                       | 午前10時30分から<br>午後 2 時30分まで | 金 山 町 役 場       |
|       | 最 上 町 | 同         | 月20日                       | 午前10時30分から<br>午後 2 時30分まで | 最上町産業振興セン<br>ター |
|       | 舟 形 町 | 同         | 月21日                       | 午前10時30分から<br>午後 2 時30分まで | 舟 形 町 役 場 車 庫   |

|      |   |       |                         |                      |
|------|---|-------|-------------------------|----------------------|
| 真室川町 | 同 | 月22日  | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 真室川町中央公民館            |
| 大蔵村  | 同 | 月27日  | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 大蔵村中央公民館             |
| 鮭川村  | 同 | 月28日  | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 鮭川村役場<br>(西側車庫)      |
| 戸沢村  | 同 | 月29日  | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 戸沢村役場                |
| 村山市  | 同 | 年8月3日 | 午前10時から<br>午前11時30分まで   | 袖崎地域市民センター           |
|      | 同 |       | 午後1時から<br>午後3時まで        | 戸沢地域市民センター           |
|      | 同 | 月4日   | 午前10時から<br>午後2時30分まで    | 甌葉プラザ<br>(正面玄関前徳内広場) |
|      | 同 | 月5日   | 午前10時から<br>午後2時30分まで    |                      |
| 三川町  | 同 | 月26日  | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 三川町公民館(農村環境改善センター)   |
| 庄内町  | 同 | 月29日  | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 庄内町狩川まちづくりセンター       |
|      | 同 | 月30日  | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 庄内町第二まちづくりセンター       |
| 大石田町 | 同 | 年9月5日 | 午前10時から<br>午後2時30分まで    | 大石田町役場車庫             |
| 鶴岡市  | 同 | 月8日   | 午後1時から<br>午後3時30分まで     | 鼠ヶ関公民館               |
|      | 同 | 月9日   | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで  | 鶴岡市温海庁舎              |
|      | 同 | 月12日  | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 羽黒体育センター             |
|      | 同 | 月13日  | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 藤島地域スクールバス車庫         |
|      | 同 | 月14日  | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 鶴岡市榎引庁舎車庫            |
|      | 同 | 月15日  | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 鶴岡市朝日庁舎              |

山形県告示第309号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和4年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 検査区域 | 検査対象<br>特定計量器                                 | 検査期日                                          | 検査場所                                        | 検査を実施する<br>指定定期検査機<br>関の名称 |
|------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------|
| 鶴岡市  | 計量法施行令<br>第10条に規定<br>する非自動は<br>かり、分銅及<br>びおもり | 令和4年6月1日から<br>同 年12月23日まで<br>(指定定期検査機関が指定する日) | 検査対象特定計量器の<br>所在場所又は指定定期<br>検査機関が指定する場<br>所 | 一般社団法人<br>山形県計量協会          |
| 新庄市  |                                               |                                               |                                             |                            |

|      |  |  |  |
|------|--|--|--|
| 村山市  |  |  |  |
| 天童市  |  |  |  |
| 東根市  |  |  |  |
| 尾花沢市 |  |  |  |
| 大石田町 |  |  |  |
| 金山町  |  |  |  |
| 最上町  |  |  |  |
| 舟形町  |  |  |  |
| 真室川町 |  |  |  |
| 大蔵村  |  |  |  |
| 鮭川村  |  |  |  |
| 戸沢村  |  |  |  |
| 三川町  |  |  |  |
| 庄内町  |  |  |  |

**山形県告示第310号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
県内全域
- 2 基本測量を実施した期間  
令和3年4月1日から令和4年3月25日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（航空重力測量）

**山形県告示第311号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
因幡堰土地改良区
- 2 事務所の所在地

鶴岡市藤島字笹花16番地2

3 認可年月日

令和4年3月22日

#### 山形県告示第312号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

日向川土地改良区

2 事務所の所在地

酒田市市条字村ノ前68番地の1

3 認可年月日

令和4年3月24日

#### 山形県告示第313号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

笹川土地改良区

2 事務所の所在地

鶴岡市藤浪二丁目27番地

3 認可年月日

令和4年3月28日

#### 山形県告示第314号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

令和4年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

笹川土地改良区

2 事務所の所在地

鶴岡市藤浪二丁目27番地

3 変更に係る管理規程の名称

笹川土地改良区頭首工管理規程

4 管理規程の変更の概要

かんがい期及び非かんがい期の変更等

5 認可年月日

令和4年3月29日

#### 山形県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年4月8日から同月22日まで縦覧に供する。

令和4年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 一般国道

- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長    |
|------------------------|---|------|----------|-------|
| 東村山郡中山町大字長崎字三千刈8558番から |   | 旧    | 16.2メートル | 1,395 |
| 同 柳沢字権三郎422番5まで        |   |      | 11.5     |       |
| 同                      | 上 | 新    | 17.9メートル | 同上    |
|                        |   |      | 10.6     |       |

**山形県告示第316号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年4月8日から同月22日まで縦覧に供する。  
 令和4年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中野長町線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区             | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員   | 延長  |
|---------------|---|------|---------|-----|
| 山形市境田町859番3から |   | 旧    | 8.3メートル | 121 |
| 同 892番3まで     |   |      | 7.9     |     |
| 山形市沖町242番から   |   | 新    | 9.1メートル | 同上  |
| 同 241番まで      |   |      | 8.5     |     |

**山形県告示第317号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年4月8日から同月22日まで縦覧に供する。  
 令和4年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 東村山郡中山町大字長崎字三千刈8558番から  
同 柳沢字権三郎422番5まで
- 3 供用開始の期日 令和4年4月8日

**山形県告示第318号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年4月8日から同月22日まで縦覧に供する。  
 令和4年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 中野長町線
- 2 供用開始の区間 山形市沖町242番から  
同 241番まで
- 3 供用開始の期日 令和4年4月8日

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立図書館情報システム再構築に係る開発及び運用管理業務の調達について、一般競争入札（総合評価落札方式）を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市緑町一丁目2番36号 山形県立図書館研究室（2階）
- (2) 日時 令和4年5月19日（木）午後2時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立図書館情報システム再構築に係る開発及び運用管理業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び入札仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和12年2月28日まで
- (4) 履行場所 入札仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、落札者の決定は、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うため、総合評価のための提案書を4の場所に、令和4年5月9日（月）午後2時までに提出すること。

### 3 入札参加者の資格

(1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(11)までに掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証又はJIS Q 15001の基準に適合することによるプライバシーマークの使用許諾を受けていること。
- (6) 過去5年の間に、国又は都道府県における図書館情報システムに係る設計若しくは開発業務を直接受託し履行した実績（共同企業体の構成員として国又は都道府県における図書館情報システムに係る設計若しくは開発

業務を直接受託し履行した実績を含む。)があること。

- (7) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体のいずれかの構成員が(5)及び(6)の要件を満たしていること。
- (10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (11) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び入札仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁生涯教育・学習振興課図書館活性化担当 電話番号 023(630)2831

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 総合評価落札方式に関する事項

この入札は、次に掲げるところにより、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により行い、詳細は、この公告及び入札説明書によるものとする。

##### (1) 総合評価の方法

イ 入札価格の評価方法 入札価格の評価は次の算式により算出した数値によるものとし、当該数値を価格点とする。

$$\text{価格点（1点未満切捨て）} = 100 \text{点} \times \left( 1 - \frac{\text{（入札価格} + \text{消費税相当額）}}{\text{予定価格}} \right)$$

ロ 価格以外の要素の評価方法 価格以外の要素の評価は、価格以外の要素として入札者に求める提案の内容の評価によるものとし、評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で提案内容点を付与する。

ハ 価格点及び提案内容点の配分 点数については1,000点満点とし、うち価格点を100点、提案内容点を900点とする。

ニ 総合評価点の算出方式 価格点及び提案内容点の合計を総合評価点とする。

- (2) 落札者の決定の方法 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。この場合、入札結果は、後日、書面で通知する。
- (3) 入札参加者の欠格 提案書を提出しない者、指定された項目の記載をしない者及び提案書に虚偽の記載をした者は、3に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和4年4月25日（月）午後5時までに山形県教育庁生涯教育・学習振興課図書館活性化担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(9)及び(10)に係る事項を証明する書類。）を提出すること。
- (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: Development and operation management for reconstruction of the Yamagata Prefectural Library information system, 1 set

(2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. May 19, 2022

(3) Contact point for the notice: Lifelong Education and Learning Promotion Division, the Yamagata Prefectural Board of Education, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023(630)2831

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、パソコン用ソフトウェアライセンスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）

(2) 日時 令和4年6月3日（金） 午後3時30分

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

パソコン用ソフトウェアライセンス 825ライセンス

(2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限及び納入場所 仕様書による。

(4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係 電話番号023(626)0110

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金

額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

2の(4)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和4年5月11日（水）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同年4月26日（火）午後4時までに山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、及び個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured: A suite of software licenses to be used in personal computer: 825 licenses

(2) Time-limit for tender: 3:30 P.M. June 3rd, 2022

(3) Contact point for the notice: Information Management Section, Police Administration Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL 023(626)0110

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤  | 正  |
|-------------|------------|-----|-------|----|----|
| 令和 4. 3. 29 | 第292号      | 290 | 下から22 | 交付 | 公布 |

令和4年4月8日印刷  
令和4年4月8日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県